熊谷市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1　目的

この要項は、ふるさと納税制度を活用した本市への寄附を通し、本市の魅力や地元産品のＰＲ、地域振興を図るため、本市へふるさと納税を行った寄附者に対する返礼品の提供を行う「返礼品協力事業者」（以下、「協力事業者」という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2　募集条件

⑴ 登録できる協力事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

① 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点のいずれかを市内に有する法人・団体又は個人事業者であること。ただし、本市のＰＲや地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると市が判断する場合はこの限りではない。

② 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げるものでないこと。

③ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

④ 本社所在地の市町村（本市に本社又は事業所等を有する事業者については、本市）の法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税の滞納がないこと。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第６号までに該当する団体又は団体に属している者ではないこと。

⑥ 申請する業務の営業に際して、法令上の許可、認可又は登録等を営業の要件とする業務について、登録等を受けていない者ではないこと。

⑵ 返礼品は、次の要件を全て満たしている商品であること。

①本市の魅力や特産品のＰＲにつながる、市内で生産、製造、栽培、加工等をし

ているもの、または市内で提供されるサービス。

②平成３１年４月１日付け総務省告示第１７９号第５条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）その他当該告示に係る関係通知に適合するものであること。

③公序良俗に反しないものであること。

④自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。

⑤品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）

⑥飲食物の場合であって、賞味期限が短いもの等は返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うことにより、返礼品が適切に寄附者の手元に届くよう協力できるものであること。

⑦サービスの提供等の場合は、熊谷市内で提供されるものであり、最大限の安全に配慮した返礼品とすること。また、原則として有効期限は発行日から１年以内であること。

⑧本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料や無償により返礼品のサンプルの提供、又は、サービスについて現場の確認ができること等、市の求めに応じて必要な情報を提出できること。

⑶ 返礼品の価格及び寄附金額の設定

①返礼品の価格は、下限を２，０００円とし、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とすること。また、返礼品に付随して発生する費用は、返礼品の価格に含めること。ただし、送料は除く。

②寄附金額は、下限を１０，０００円とし、返礼品の価格に委託料を含めた金額に３分の１０をかけた額を基本として、本市が決定する。

⑷ 附帯事項

①協力事業者は、所定の様式に商品情報等を記入の上、市委託業者へ登録申込を行うこととする。申込のあった返礼品については、本要項に基づき本市関係部署で協議し、採用の可否を決定する。

②登録された返礼品は、季節や受付状況などにより、商品の入れ替え等を行うこ

とができることとする。返礼品の取消、変更及び追加を希望する場合は、登録の１か月前までに市委託業者に申し出ることとし、申し出の時点で既に寄附を受けている分については、協力事業者が責任をもって対応を行うこととする。

③寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、協力事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

④代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市及び市委託業者は負担しない。

⑤登録後においても、返礼品が本要項に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により、登録を取り消すことがある。

３　協力事業者のメリット等

⑴ふるさと納税の専門インターネットサイトに返礼品の画像、商品名、事業者の名称、商品のセールスポイントなどが掲載される。

⑵返礼品の発送時に限り、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。

⑶市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合がある。

４　協力事業者への応募

⑴全ての募集条件に該当し、参加を希望する事業者は随時受け付けるものとする。

⑵審査し、協力事業者登録の可否及び返礼品の採択について決定するものとする。

⑶返礼品として採択された商品は、ポータルサイトに掲載するものとする。ただし、過去１年間の申込件数が１件に満たなかった場合は、掲載をお断りする場合がある。

⑷登録された事業者情報及び返礼品の内容を変更するとき及び協力事業者を辞退するときは、速やかに市委託業者に連絡することとする。

５　返礼品の登録の解除等

次の場合は、返礼品の登録を解除し、又はポータルサイト等への掲載を停止する

こととする。

①協力事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。

②協力事業者又は返礼品が上記２の募集条件に規定する事項を満たさなくなったとき。

③ふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

④返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。

⑤他者が生産する商品を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。

⑥申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。

⑦申込内容に虚偽があったとき。

⑧市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

⑨返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、協力事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。

⑩その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

6　個人情報の取り扱い

協力事業者は、返礼品等の受注及び発送に係る寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。ただし、返礼品の発送時に同封した商品カタログ、チラシ等により改めて寄附者から協力事業者への商品申込があった場合等で入手された個人情報は対象外とする。

7　その他留意事項

⑴寄附者が熊谷市民である場合、返礼品は送付できない。

⑵返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではない。

⑶本市の行う返礼品の広報については、寄附者からの受注状況や広報事業者からの依頼等に基づき、協力いただく返礼品を適宜決定することがあるほか、掲載順序は一任すること。

⑷返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について市委託業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市及び市委託業者は一切の責任を負わない。

⑸協力事業者は、各々のホームページ等において、当該返礼品のバナー広告及びリンクを掲載する、市外で協力事業者が参加するイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどし、本市のふるさと納税のＰＲに努めること。

⑹申込に係る提出書類、資料の返却は行わない。

⑺本要項に基づき協力事業者として登録され、返礼品として採択された場合には、本要項及び市が別途求める誓約書の内容をもって、熊谷市と当該協力事業者との間に返礼品提供に係る契約関係が成立するものとする。

⑻この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとする。